子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。) により放出された放射性物質が広く広教の法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋神地震に伴う東京電力株式会社福島第目的生活支援等に関する施策の推進に関する法律案要綱東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の

無一

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第 一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により故出された放射性物質が広く拡散 していること、当該放射性物質による放射線が入の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されて いないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政 府による避難に除る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「彼災 者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じてい ること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに避み、子どもに特に配慮して行う 被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定める ことにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解 消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とすること。 

五 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響 を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万 全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならないこと。

- 四 彼災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよ う、適切な配慮がなされなければならないこと。
- 被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならないこと。
- 三 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う
- 1| 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八の一の支援対象地域における居住、他の地域への移 動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそ のいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないこと。
- 一被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正 確な情報の提供が図られつつ、行われなければならないこと。
- 第二 基本里念

本方針」という。)を定めなければならないこと。

政府は、第二の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(以下「基

第五 基本方針

ればならないこと。 (海田条點深)

政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ

第四 法制上の措置等

第三国の責務

てきたことに伴う社会的な責任を負っていることに避み、第二の基本理念にのっとり、被災者生活支援等 施策を総合的に策定し、及び実施する 責務を有すること。 (海川条點深)

国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進し

ることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する問確実に実施されなければならないこと。 (無二条點深)

大 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあ

(溧田条||一条||

- 五三及び四は、基本方針の変更について準用すること。
- 四 政府は、基本方針を策定したときは、遅帯なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければな らないころ。
- 受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの かるいか。
- 三 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を
- 4 1から3までのほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項
- する事頃を含む。)
- る 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項(被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関
- 2 第八の一の支援対象地域に関する事項
- 1 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとすること。

その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所におけ二一の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所(通学路

かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとすること。
目は、食える「の意宜の希見る風」。スーを身性生質し、いが多されて「均雪の防災雪の井昌る希縁自

一国は、第六の一の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的

第七、除染の継続的かつ迅速な実施

(第六条関係)

三国は、一の調査の結果及び二の予測の結果を随時公表するものとすること。

等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとすること。

11 国は、被災者の第二の二の選択に資するよう、一の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとすること。る汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等一 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質によ

第六 汚染の状況についての調査等

- 三 一の家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等にお
- ものとすること。 施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれる二一の子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実
- どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすること。る施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関す療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心

国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を

下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。)で生活する彼災者を支援するため、医

第八 支援対象地域で生活する被災者への支援

(廃七条関係)

る土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとすること。

講ずるものとすること。 (第九条関係)

地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における 学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務 の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持 に関する施策、家族と難れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を

国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象

第九 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援

(第八条関係)

言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとすること。

ける放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとすること。 一の放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等によ る放射性物質により汚染された土壌等の徐染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他 の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助

## 第十 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援

必要な施策を講ずるものとすること。
きるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることがで援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地国は、第九の被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支

## 第十一 避難指示区域から避難している被災者への支援

関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすること。ける土地等の取扱いに関するものを含む。)、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援にいう。第十九において同じ。)による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策(当該区域におる損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)を特定原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律第三条第一項の規定により東京電力原子力事故によ国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、

三国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響 に関する調査について、必要な施策を講ずるものとすること。この場合において、少なくとも、子ども である間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者(胎児である間にその

国は、東京電力原子力事故に除る故射線による铍ばくの状況を明らかにするため、铍ばく故射線量の 推計、筬ばく放射線量の評価に有効な険査等による筬ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるも のとすること。

第十三 放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等

提供するための体制整備に努めるものとすること。 (雅十二条點深)

第十二 措置についての情報提供

(雅十一条點深)

**屡するため、第十の施策に準じた施策を講ずるものとすること。** 

ll 国は、一の被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支

国は、第八から第十一までの施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を

という。)を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進すると国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発(以下「調査研究等」

# 第十五 調査研究等及び成果の普及

のとすること。 を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるも国は、第八から第十三までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見

## 第十四 意見の反映等

(第十三条関係)滅免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとすること。い負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。)を受けたときに負担すべき費用についてその負担を三 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しなの生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとすること。

母が当該地域に居住していた者を含む。)及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者

() 第十日条 關係)

ともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとすること。

## 第十六 医療及び調査研究等に係る人材の養成

ものとすること。 (第十六条関係)国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずる

#### 第十七 国際的な連携協力

と。関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとするこ国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に

#### 第十八 国民の理解

る施策その他の必要な施策を講ずるものとすること。 影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関す国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える

第十九 損害賠償との調整

いて、適切に求償するものとすること。

(第十九条関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

第二十一 見直し

国は、第六の一の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる

国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものにつ

(附則第二項関係)

区域を見直すものとすること。